

## 令和 6 年度 ダイオキシン類測定結果

### 1. 排出基準について

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準値は、臨海工場の排出ガスが 0.1ng-TEQ/m<sup>3</sup>N 以下、その他の排出ガスが 1ng-TEQ/m<sup>3</sup>N 以下、処理灰・焼却灰が 3ng-TEQ/g 以下、処理水が 10pg-TEQ/L 以下で、いずれの施設も基準値に適合しています。

### 2. 測定結果

クリーンセンター各施設のダイオキシン類測定結果は下表のとおりです。

|              |      |      | 排出ガス       | 処理灰※1    | 焼却灰      | 処理水      |
|--------------|------|------|------------|----------|----------|----------|
| 施設名          |      | 単位   | ng－TEQ/m3N | ng－TEQ/g | ng－TEQ/g | pg－TEQ/L |
| 東工場          | 第一工場 | 1 号炉 | ___※2      | ___※2    | ___※2    | ___※2    |
|              |      | 2 号炉 | ___※3      | ___※3    | ___※3    | ___※3    |
|              | 第二工場 | 1 号炉 | 0          | 0.43     | 0.0043   | 0.000024 |
|              |      | 2 号炉 | 0.000063   | 0.43     | 0.0052   | 0.000024 |
| 臨海工場         |      | 1 号炉 | 0.00029    | 0.095    | ___※4    | ___※4    |
| (ごみ焼却場)      |      | 2 号炉 | 0.0034     | 0.095    | ___※4    | ___※4    |
| 南部処理場（最終処分場） |      |      | —          | —        | —        | 2.0      |

※1：平成 12 年 1 月 15 日において現に設置されている施設については、ばいじんが薬剤処理など定められた方法により処分を行う限り、ばいじんの基準を適用しないこととされています。東工場第一工場、第二工場はこれに該当し、処理灰（ばいじん処理物）は基準の適用を受けません。

※2：東工場第一工場 1 号炉は休止中のため、測定値はありません。

※3：東工場第一工場 2 号炉は令和 6 年 10 月まで稼働実績がありません。

また、令和 6 年 11 月より休止中のため、測定値はありません。

※4：臨海工場は、焼却灰及び処理水が発生しないため、測定値はありません。

・TEQ とは、ダイオキシン類の毒性を 2,3,7,8-TCDD（四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン）に等価換算した濃度です。

・ng（ナノグラム）とは、10 億分の 1 グラム、pg（ピコグラム）とは 1 兆分の 1 グラムです。

・m<sup>3</sup>N（ノルマル立方メートル）とは、摂氏零度、1 気圧の状態に換算した立方メートルです。